

障害者差別をなくすための研究会

中間報告

障害者差別をなくすための研究会 中間報告

目次

はじめに

1．これまでの経緯

- (1) 健康福祉千葉方式と「新たな地域福祉像」
- (2) 第三次千葉県障害者計画と「千葉県障害者地域生活づくり宣言」
- (3) 「障害者差別に当たると思われる事例」の募集

2．研究会の設置と検討経過

「差別をなくすための取組み」の全体像

1．「差別をなくすための取組み」の意義

- (1) 障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する
- (2) 障害者や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」となる
- (3) 「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点となる

2．「差別をなくすための取組み」の方向性

3．「障害を理由とする差別」とは何か（「障害」「差別」の定義）

- (1) 「障害」とは何か
- (2) 「差別」とは何か
- (3) 差別の種類
- (4) 虐待をどう位置づけるか

4．どうして「差別」は生まれたか（「差別」の原因・背景）

5．どうしたら「差別」はなくせるのか（「差別」をなくすための具体的な取組み）

(1) 条例づくり

条例制定権の限界と条例制定の意義

条例の基本的考え方

条例の全体構成

解決のための仕組み

罰則の取扱い

その他

(2) その他の取組み

最終報告に向けて～残された課題と今後の予定～

(参考)

各分野における主な事例と対応方策

- 1．募集した事例の位置付け
- 2．教育分野
- 3．労働分野
- 4．医療分野
- 5．福祉分野
- 6．サービス提供分野
- 7．不動産の取得・利用分野
- 8．建築物・交通アクセス分野
- 9．知る権利・情報分野
- 10．参政権分野
- 11．司法手続分野
- 12．呼称分野

関係団体からの主な意見

ちょっといい話

障害者差別をなくすための研究会検討経過

障害者差別をなくすためのタウンミーティング等の開催状況

障害者差別をなくすための研究会委員名簿

はじめに

1. これまでの経緯

(1) 健康福祉千葉方式と「新たな地域福祉像」

千葉県では、健康福祉施策について、子ども、障害者、高齢者等の対象者を横断的に捉えた施策展開を図る（対象者横断的な施策展開） 施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し、一体となって施策展開を図る（企画段階からの官民協働） という2つの特徴を有する「健康福祉千葉方式」を採用しています。

特徴 は、施策づくりにおける従来の官民の役割分担を逆転させるものです。まず白紙の段階から当事者を含めた県民が活発な意見交換を行い、その結果について、行政側が既存制度・施策との役割分担、予算措置の可能性等を考えながら、制度化していくという関係を想定しています。実際、千葉県では、全く白紙の段階から、様々な障害当事者を含む県民が提案者側として作業部会等に参加し、「千葉県地域福祉支援計画」「第三次千葉県障害者計画」をはじめ、様々な施策づくりに携わってきました。

「健康福祉千葉方式」を象徴するものが、両計画に、より多くの県民の声を反映させるため、県内13か所で開催された「タウンミーティング」です。これは、各地域の県民が実行委員会を組織し運営を主導するもので、知事や市町村長は「ゲスト」として招待される形となります。はじめは家族や支援者が代弁していた当事者の思いも、いつしか当事者が自ら「働く場所がない」「理不尽な差別を受けている」などと声を上げるようになり、「人と地域のうねり」が県内各地に広がっていきました。

こうした議論を通じて、今後の千葉県の福祉が目指すべき方向として、誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」が提唱されました。

(2) 第三次千葉県障害者計画と「千葉県障害者地域生活づくり宣言」

昨年7月、今後5年間の千葉県の障害者施策の基本計画となる「第三次千葉県障害者計画」が取りまとめられました。この計画は、健康福祉千葉方式に基づき作成され、「誰もがその人らしく地域で暮らすために」との副題が示すとおり、千葉県の「新たな地域福祉

像」の実現を目標とするものです。

また、この計画の取りまとめに当たって、堂本知事は、県行政のトップとして、幅広く県民の方々に参加して作っていただいた計画の実行に全力を尽くすこと、県民全体で「障害者がその人らしく地域で暮らせる社会」をつくっていくこと、を決意して、「千葉県障害者地域生活づくり宣言」を行いました。

この宣言には、200ページに及ぶ計画の中で、障害者がその人らしく地域で暮らす上で最も重要な施策が4つ引用されています。

具体的には、グループホーム等の充実・強化、就労支援、24時間365日の対象者横断的な相談機関（「中核地域生活支援センター」）の全県展開と地域のネットワークづくり、障害者差別禁止に関する千葉県独自の条例づくり、です。

かつての障害者に対する収容隔離政策は転換され、障害者に対する理解は少しずつ深まりつつありますが、依然として故なき誤解や偏見のために障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。千葉県の目指す「新たな地域福祉像」（誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす）を実現するためには、上記～のような福祉サービス等を充実させるだけではなく、誤解や偏見に満ちた地域社会そのものを変えていく必要があります。

千葉県における「障害者差別をなくすための条例づくり」は、幅広い県民参加の下で進められてきた「新たな地域福祉像」の実現に向けた一連の取組みの中に位置付けられるものです。

(3) 「障害者差別に当たると思われる事例」の募集

条例制定等に向けた最初の取組みとして、昨年9月16日より年末まで、広く県民から「差別に当たると思われる事例」を募集しました。これは、条例等の基礎となる「差別とは何か」を考える場合、何より「理不尽な悲しい思い」をしてきた当事者等の思いや経験を出発点にすべきと考えられたからで、健康福祉千葉方式の考え方に基づくものです。

募集開始当初、応募は低調でした。これは、辛く悲しい思いはあっても「条例によって解決すべき事例かどうか判断がつかない」との反応が多かったためと思われます。このため、昨年11月15日、それまでに集まった事例を中間発表するとともに、事例募集の趣

旨は、あくまで今後の検討の基礎資料とするためのものであり、条例になじむか否かに関わらず、差別に当たると思われる事例全般について幅広く応募していただくよう広く呼びかけました。その後、様々な団体や地域の活動の中で、障害者差別に関する勉強会が開催されたことも相まって、最終的には700件を超える事例が寄せられました。

(参考)「障害者差別に当たると思われる事例」の応募状況

		総件数	707件
(内訳)	教育	211件	不動産の取得・利用 24件
	サービス提供	77件	呼称 11件
	医療	76件	所得保障 8件
	労働	63件	参政権 7件
	知る権利・情報	31件	司法手続 6件
	建築物・交通アクセス	30件	その他 134件
	福祉	29件	

2. 研究会の設置と検討経過

(1) 研究会の設置

寄せられた「障害者差別に当たると思われる事例」をもとに、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」等について徹底して検討するため、第三次千葉県障害者計画推進作業部会（以下「推進作業部会」といいます。）の下に、官民協働の「障害者差別をなくすための研究会」を設置し、具体的な検討を行うこととしました。

(2) 検討経過

この研究会は、推進作業部会からの推薦と公募による委員29名により、今年1月26日に設置されました。その後中間報告取りまとめまで、ほぼ月に2回のペースで合計12回にわたり検討を重ねてきました。

この間、募集した事例の分析のほか「差別をなくすための取組みの意義」や「条例の法的性格」等について検討を行いました。また、第9回及び第10回の研究会では、関係団体や個人、県庁内関係各課との意見交換を行いました。（別添1参照）

(3) 障害者差別をなくすためのタウンミーティング

障害者差別をなくすための研究会が本格的に活動を始めるに当たり、障害者差別に対する県民全体の関心を高め、また、基本的な共通認識を持つことを目的として、本年2月20日、市川市の和洋女子大学において、「障害者差別をなくすためのタウンミーティング」が開催されました。参加者は約500人でした。

タウンミーティングでは、自身も障害をもつ当事者で、国連障害者権利条約アドホック委員会政府代表団顧問の東俊裕弁護士による基調講演「なぜ差別禁止法が必要なのか」、東弁護士・野沢研究会座長・堂本知事の三者によるパネルディスカッション「障害者差別をなくすために」、実践事例の発表、意見交換などが行われました。

基調講演における東弁護士の発言のポイントは、次のとおりです。

- ・ 福祉サービスだけが充実しても、差別の解消はできないこと
- ・ 諸外国においても、障害者差別禁止規定を有する国が40数カ国に上っていること
- ・ 差別には、「障害を理由に、他の人と違う扱いをする場合」(不利益取扱い)と「実質的な平等を確保するために必要な一定の配慮をしない場合」(合理的配慮の欠如)の二つのパターンがあること
- ・ 差別禁止法は、障害者のためだけのものではなく、社会のあり方を一人一人の個性に合わせたものに作り替えていくための基礎となること

「差別をなくす取組み」の全体像

1. 「差別をなくすための取組み」の意義

(1) 障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する

誰もが地域で自分らしく暮らしたいと思うのは当然の権利です。しかし、長い間そのための支援が十分でなかったために、生涯にわたる生活が保障されることを求めた障害者たち、また時には孤立し、憔悴しきった家族の方たちは、施設や病院に頼らざるを得ませんでした。現に今も県内には、千人を超える身体障害者や3千人を超える知的障害者、1万人を超える精神障害者が施設や病院で暮らしています。

千葉県の「新たな地域福祉像」(誰もが ありのままに・その人らしく 地域で暮らす)を実現するためには、何より障害者が暮らせる「地域づくり」が必要です。

また、第三次千葉県障害者計画策定時の議論や、「障害者差別に当たると思われる事例」の分析を通じて、依然として故なき偏見や誤解のために、障害者が生活の様々な場面で理不尽な辛く悲しい思いを余儀なくされている実態が明らかとなりました。

「新たな地域福祉像」を実現するためには、行政が率先してその制度やサービスを点検し、改めていくとともに、県民全体でこうした不利益の解消に取り組んでいく必要があります。この場合、そもそも「差別とは何か」ということ自体が明確でなく、無意識に、あるいは悪気なく行われる「差別」も多いと思われることから、広く県民の間に障害者・障害問題に対する共通の理解を醸成することや、差別をなくしていくためのルールをつくる必要があります。

なお、一口に「障害者」と言っても、抱えている問題や必要とする支援は一人ひとり違ってきます。応募事例の中でも、ある障害者に対する配慮が、他の障害者にとっては不便になる事例や、障害者による別の障害者への差別の事例なども見られました。障害種別等による特性等を踏まえた上で、障害種別を超えた大きな枠組みの取組みを目指す必要があります。

(2) 障害者や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」となる

障害者は県民全体から見れば少数で、また、これまで主として教育や福祉の分野で「障

害のない人と分けた上で特別な支援を充実する」という考え方が根強かったこともあり、障害者と触れ合う機会自体が乏しく、このことが障害者や障害の問題に対する理解が広がっていない大きな原因になっていると思われます。

「障害者の差別をなくすための取組み」は、障害者一人ひとりの生活を暮らしやすいものとするだけでなく、県民全体で障害者の問題を考えるよい機会となり、「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造することにつながります。このため、条例制定という「結果」だけでなく、条例制定に向けて多くの県民が参加する「プロセス」こそが重要となります。

(3) 「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点となる

世の中には、障害者に対する差別だけでなく様々な差別があります。出身地、性差、人種、年齢等による差別などはすぐに思いつきますが、私たちの普通の生活の中にも、それを差別として意識するかどうかは別として、周りの人に理解されないもどかしさ、暮らしにくさは潜んでいます。

例えば、「出産後ベビーカーを押しながらラッシュの時間帯の電車に乗りにくかったときに社会から排除されているようなしっくり来ない気持ちがあった」というように、長い人生の中では誰もどこかで自分の責任ではない生きにくさ、暮らしにくさを経験しているはずです。

このように考えると、私達誰もが差別をする側にもされる側にもなりうることであり、障害のことを直接知らない人でも、差別をなくしていくことを「自分自身の問題」と思えるようになることが重要です。このようにして、あらゆる差別のない地域社会を実現することが、この取組みの意義です。

このような千葉県の取組みを全国に発信し、また、全国各地の取組みを千葉県が学び、各地域が共振・共鳴することにより、日本社会全体を誰もが暮らしやすい社会に変えていくことを目指します。

2. 「差別をなくすための取組み」の方向性

従来は、差別される側 vs.差別する側という対立構図だけで差別問題は議論されがちでしたが、「すべての人が、その人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るためにはどうすればよいか」というより豊かな問題意識からは、障害のある人もない人も互いの言いたいことを引き出しあえる形で、話し合い取り組むことを基本方針とすべきです。

このためには、障害の問題に関心を持たない人々の関心を高め、この取組みに参加してもらう必要があります。その際、関心を高めるきっかけとなるものとして、

- ・ 人はみな自らを愛し、他人から愛されたいと思う存在である。このため、他人もまたそのような存在であることを認める必要がある。したがって、「人を傷つけないためには、どのような知識・理解が必要か」ということを知る必要があると同時に、地域社会の中には傷ついている人がいて、他の人からの愛を必要としていることに気付くことが必要である。
- ・ 例えば、誰でも好きなときに好きなところに行きたいという欲求を持っている。車いすに乗っている人もそれは同じであるが、車いすでラッシュ時に電車に乗ろうとすると、「こんな時間帯に乗るのは迷惑だ」と言われることがある。そうした一言が車いすの人を傷つけているという実態がある。

といった認識を広めることが重要です。

障害者であるというだけで地域社会から排除されたり解雇されたりするなど、理不尽な辛い思いをし、時には安定した生活自体を奪われてきた障害者の中には、自らが障害者であることを隠し通さざるを得ない状況の人もいます。伝統的に隔離収容が進められてきた精神障害者や知的障害者はもちろんのこと、その他の障害者や家族についても同様の状況があります。

しかしながら、障害者に対する理解を広げ差別をなくしていくためには、障害者も、ただ「理解してほしい」と願うだけではなく、自らの「暮らしにくさ」や思いを積極的に周囲に伝えていく努力をする必要があります。もちろんそのためには、障害者であることを隠さざるを得ないような状況が現に存在していることを十分理解するとともに、障害者が発言できる機会を増やし、環境を整える必要があります。例えば、手話通訳や点字サポートをはじめ、分かりやすい資料の作成やゆっくりした発言の心がけなど参加しやすい会議運営といった配慮が必要です。

また、表面に現れた現象を直接的に禁止し抑制するのみでは問題の根本的解決に至りません。現象の背後にある原因を明らかにして、その上で、原因と現象の両方を解消する必要があります。そのためには、条例の中に、制度、行政サービスのあり方も含めた社会の仕組みそのものを変えていくことができる条項を組み込むべきです。

例えば、ホテルやレストランなどで、障害者と同席することを好まないほかのお客の意識や、盲導犬や介助犬をペットと誤解している社会の理解不足を変えていける仕組みが必要です。

1 .(2)に書いた「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造するためには、自然な形で一緒に生活する環境が必要です。区別されずに一緒にいることは教育のあり方だけの問題ではなく、すべての人に関わる基本的人権の問題ですが、特に、幼少期の感受性の豊かな時期をそのような環境において過ごすことは、「当たり前にいる」という意識を育てる上で、極めて有効とされます。

3. 「障害を理由とする差別」とは何か（「障害」「差別」の定義）

(1) 「障害」とは何か

「障害を理由とする差別」を考える場合、そもそも「障害」や「障害者」とは何かについて整理する必要があります。

昨年3月に取りまとめられた「千葉県地域福祉支援計画」では、「新たな地域福祉像」（誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす）の提案にあたり、「障害者等が障害等を克服した上で地域社会に戻るという発想ではなく、障害者等がありのままの姿で地域社会の当然の一員であるという視点が重要」とされています。

すなわち、「障害」は、克服すべきものではなく、「ありのままのその人らしさ」の一つと位置付けられています。

WHO（世界保健機構）が1980年に発表した国際障害分類（「機能障害、能力障害、社会的不利の国際分類」）では、障害について「機能障害」から「能力障害」「社会的不利」が不可逆的に発生するイメージ（いわゆる「医療モデル」）で捉えられていて、わが国の現行法における障害者の定義にも大きな影響を与えていると言われています。

その後、WHOでは、障害当事者の参加を得て新たな分類草案の策定作業が進められ、2001年5月、新たな国際障害分類として「国際生活機能分類」が制定されました。この分類は、狭義の「障害」だけでなく健康状態全般を分類するものですが、障害を「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という中立的な3つの次元で捉えるとともに、障害の発生には個人の特徴だけでなく社会環境との相互作用から発生するものとの認識に立って「環境因子」の要素を加え、これらの各次元・要素が相互に影響しあう「相互作用モデル」の立場をとっています。

これは、従来の医学的・不可逆的な障害観から転換するものであり、一般に「社会モデル」「生活モデル」と呼ばれています。

千葉県では、各種障害者手帳保持者など制度的に把握している障害者（平成16年度末）は、約22万人（身体障害者143,977人、知的障害者24,030人、精神障害者55,769人）となっています。また、全国的には人口の約5%に当たる約600万人が障害者であると言われています。しかしながら、法律上の定義に当てはまらないが支援を必要とする障害者はほかにも多くいると言われており、昨年7月に取りまとめられた「第三次千葉県障害者

計画」では、計画の対象について「国際生活機能分類の考え方を参考とし、各種の障害者手帳を持つ人のみならず、支援を必要とする人をひろく「障害者」と捉え、本計画の対象とすることとします。」とされています。

寄せられた700件を超える事例を見ても、障害者が抱える様々な不利益の問題は、一般に障害者個人の責任ではなく、周りの人間関係や社会環境との相互関係において引き起こされていることが分かります。

「障害」についての条例上の具体的な規定ぶりについては今後詳細な検討が必要となりますが、この研究会では、第三次千葉県障害者計画の考え方を引き継ぎ、法律上の障害者の定義や障害者手帳の有無にこだわらず、例えば「何らかの心身における損傷・疾病などの特徴のために、社会生活等において何らかの困難を継続的に抱えている人」を広く取組みの対象とすることとしたいと思います。

(2) 「差別」とは何か

「差別とは何か」は「差別をなくす取組み」の最も基本になる論点であるとともに、最も難しい論点の一つです。憲法第14条には「差別」の用語が使用されていますが、抽象的な概念であるため、個別の事例について、差別であるか否かを明確にしてくれるものではありません。

研究会において「差別」とは、自分の責任ではないことで他の人とは異なる不本意な取扱いや不利益を受けることであるとされました。例えば、入店を拒否される場合でも、酔酩している人が入店を拒否されることは差別ではありませんが、点字のメニューがないという理由で、目の見えない人が入店を拒否されることは差別となり得ます。

障害者に同情して発言しているつもりでも障害者にとって不快や苦痛となる場合があります。このような場合、発言者やその状況などによっても異なりますが、悪気がない場合も多く、一律に差別と定義するには必ずしも適切ではありません。障害者に対する「理解したい」というメッセージの表れと受け止め、前向きに理解を広げていく契機と捉えることも考えられます。

なお、先に述べたとおり、研究会は、障害者差別をなくすための取組みを障害者だけの問題に終わらせず、あらゆる差別のない地域社会を目指す第一歩としたいという立場に立ちますが、一般に、あらゆる差別を対象とする立法の場合には、「何が差別に当たるか」

まで書き込めず、単に「差別してはならない」という抽象的な規定にとどまる例が普通ですので、今後つくる条例の守備範囲等については、あくまで「障害を理由とする差別」に限って議論を進めることとしました。

(3) 差別の種類

研究会では、他の立法例なども参考にしつつ、差別に当たると思われる事例を次の3つの切り口で類型化し、分析を進めました。

1つ目の切り口は

ア．不利益取扱い

：障害を理由として他の人と異なる取扱いをすること。

イ．合理的配慮の欠如

：実質的な平等を確保するために必要な配慮を欠くこと。

です。

《具体例》

ア． 車いすであることを理由に電車に乗ることを駅員に拒否された。

イ． 電車内に車いすに対応したトイレがない。

なお、この「合理的配慮」については、次のような議論がありました。

- ・ 何が「合理的配慮」に当たるかは個別事例ごとによって変わってくるので、法律論としては、「合理的配慮」の内容を一律に定義することは難しい。
- ・ 差別の問題を考えるに当たって、「合理的配慮」という概念そのものは「当然必要である」という国民の共通認識が必要。確かに「合理的配慮の」内容は一律で規定することになじまないかもしれないが、抽象的な内容でも良いので差別を実質的に解消するために合理的配慮が必要であることを明記すべき。

2つめの切り口は、

ア．直接的差別（意図的な差別）

：相手方から直接的で露骨な差別や権利侵害を受けること。（精神的・肉体的な虐待等も含む。）

イ．間接的差別（意図しない差別）

：相手が意図していなくても、障害をもつ人のニーズに対する相手方の無知・無理解によって、障害当事者が何らかの不利益をこうむり、不当で差別的な扱いを受けること。

です。

《具体例》

- ア． 仕事が上司に評価されたことに対して、聞こえる同僚から「聞こえないくせに生意気だ！」と言われる。
- イ． いつも知り合いの人が、「お宅のお子さんは大変ですね」と道で会うたびに声をかけてくる。相手は慰めてくれているつもりだとは思いますが、我が子が「大変な存在」だと言われていると思うと不愉快である。

3つめの切り口は、

ア． 意識改革の問題

：差別をする人の心の問題であり、啓発・教育等により事態の改善が図られる可能性のあること。

イ． 制度改革の問題

：一定の制度に起因する問題で、制度の改革・改善によって事態の改善が図られる可能性のあること。

です。

《具体例》

- ア． 道を歩いているだけで冷たい目で見られる。
- イ． 身体障害者に認められる公営住宅の単身入居が、知的障害者や精神障害者には認められていない。

なお、これらの類型については、今後の条例内容の検討に先立ち、諸外国における立法例などを参考にしながら概念の整理を行ったものですが、実際の応募事例に当てはめると単純に分類できない場合も少なくありませんでした。現実の差別事例では各類型が複合的に絡み合っている場合も多いものと思われ、「類型化」は、差別の問題を考える際の1つのヒントにはなりますが、それ自体絶対的なものではないといえます。

(4) 虐待をどう位置づけるか

一般に「虐待」とは、身体的外傷が生じるような暴行、わいせつ行為、著しい放置、著しい心理的外傷を与える言動、財産の搾取などを指しますが、障害者に障害を理由として不利益を与えるものであり、広い意味での差別に含まれます。

しかしながら、

- ・ 被害者に与える身体的・心理的ダメージが大きく、時には生命を脅かしたり、犯罪に該当するような事例があること
- ・ 家族や施設職員、教職員、雇用主など、障害者と関係が深く、保護責任が高い人が行うことが多いこと

から、通常の差別と同列に論ずることができるのか、むしろ異なるアプローチが必要ではないかといった意見があり、今後さらに検討が必要です。

4. どうして「差別」は生まれたか（「差別」の原因・背景）

わが国では、古くは農村社会における大家族や地域の共同体において、生産活動・経済活動における相互扶助はもちろんのこと、生活困窮者の扶養や子育てなど生活面でも相互扶助が行われてきました。

しかしながら、近代化に伴う工業化や都市化の進行、特に戦後の高度経済成長に伴う産業構造や人口構造の変化は、このような家族や地域の共同体のあり方を変容させ、その相互扶助機能を大きく後退させることとなりました。また、経済効率や国民の均質性を重視する考え方が定着する一方で、国民一人ひとりの生命や個性、人権に対する敬意や配慮が希薄となる傾向が見られました。

近代において、障害者に対する差別が解消せず、むしろ複雑化する傾向が見られた大きな背景の1つとして、このようなわが国全体の社会経済のあり方の変化が考えられます。

そもそも、人間は誰でも、自分や自分の家族が一番大切であり、知らないうちに他人の思いや権利を踏みつけて生活しています。こうした場合、相手が抗議をしてくれば、「あ、そうか」と気づき、謝ることもできます。こういうことを繰り返していくうちに、踏んだり踏まれたり、助けられたり助けたり……私たちが暮らしている社会がそういうものだということが分かるようになります。

また、いろんな局面で利害の相反する人々が限られたパイを分け合って生きていく場合、すべての人が自分の希望を満足させることは不可能であり、できるだけ多くの人々が得をするか、納得するような利害調整が行われることになります。しかしながら、障害者は少数派であり、更に障害の特性や、育ってきた環境故に意思表示の苦手な人も多いので、そういう人たちのいることが忘れられたまま、建物や道路が作られたり、町や制度が作られたりすることも多かったのではないかと思われれます。

この結果、少数者（障害者）たちはますます社会に参加する機会から遠ざけられ、多数者の側も「意思表示の苦手な少数者」と接触する機会が少なくなって、特に良心を咎められることもなく、その気持ちや置かれている状況をますます理解できなくなるという悪循環が生じているものと思われれます。

障害者の存在が忘れられてしまう背景として、教育の段階で普通教育課程と特別支援教

育課程が分離してきたことに代表されるように、障害のある子もいない子も同じ価値を持つ存在として一緒にいる機会が少なすぎる事が挙げられます。このため、子どもの頃から、社会が多様な特性の人々から構成されていることが生活体験として実感できず、互いの違いを認めることが難しくなるものと思われます。

このように、障害者に対する侮蔑や無理解は、単に差別に関する禁止条項を設けてもめぐいきれるものではなく、県民全体の教育や生活のあり方を変えていく必要があります。

特に、子どもの持つ感受性のすばらしさに着目し、幼いときから自然な形で同じ価値を持つ存在として一緒にいる場を持ち続けることで、社会が多様な特性の人々からなることを実感できるようになることが期待できます。

なお、今回募集した「障害者差別に当たると思われる事例」は、主に差別をされる側から寄せられたものですが、差別の原因・背景を深く掘り下げるためには、差別したと非難されている側が、どのような事情があって差別をしたと非難されるに至ったかの分析も必要です。時間的制約の中で差別をしたとされる側の協力を得て研究を行うことには大きな困難がありますが、今後の検討課題です。

5. どうしたら「差別」はなくせるのか（「差別」をなくすための具体的な取組み）

(1) 条例づくり

市川タウンミーティングの東弁護士による基調講演では、何らかの形で障害者差別禁止規定を有する国が40数か国に上っていることが指摘されました。昨年7月に出された堂本知事による「千葉県障害者地域生活づくり宣言」でも、「障害者の権利を守るため、国に障害者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例の制定を全国のトップを切って検討します。」とされています。

こうしたことから、この研究会では、県民の目に最も分かり易く、かつ、効果のあるルールとして、障害者の差別をなくすための条例づくりが必要であるとの共通認識に立ち、議論を深めることとしました。

しかしながら、募集した差別事例には、一般ルールである条例には必ずしもなじまないものも散見され、また条例自体の法的位置付けにも限界があることから、この研究会では、条例を万能視せず、様々な取組みを組み合わせることで障害者の差別を1つ1つなくしていくことの重要性も同時に認識しています。

条例制定権の限界と条例制定の意義

条例は憲法や地方自治法において、法律・政令の範囲内でのみ定められることができるとされており、これらと抵触する内容を定めることはできません。

《参考》

「地方公共団体は...法律の範囲内で条例を制定することができる」(憲法94条)

「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて...条例を制定することができる」(地方自治法14条)

差別禁止といった人権条項は民衆関係（私人間関係）には直接適用がないという考え方が有力であることから、差別を理由とした損害賠償や契約の有効・無効を条例で直接裁判できるようなルールを作ることは困難です。

しかし、県独自の解決のための機関等を作り、その運用指針となるような条例を定めることは可能ですし、県の条例が一つの判断材料となって、民法等の一般条項等を通じて間接的に裁判に影響を与えることもあり得るのではないかと考えられます。

また、かつて公害が社会問題化していた時代に、各都道府県における公害防止条例制定の動きが、国政を動かし、国の各種公害防止立法制定に結びついた例に見られるように、全国レベルでの社会的な合意が得にくい先進的な立法の実現過程で、しばしば各自治体の条例制定がその先駆けとしての役割を果たす場合があります。千葉県における条例づくりも、他自治体の動きと相まって、このような役割を果たすことが期待されます。

条例の基本的考え方

多くの人々が共有している、又は共有し得る意識を条例に表現して、分かりやすい県民ルールとする必要があります。

県民の意識を高めるためには、条例で白黒をはっきりさせることにこだわるのではなく、まずは柔らかいルールを作って、事例を積み上げて、肉付けしていく方法が効果的と思われます。条例制定自体が社会の意識を引き上げる面もありますが、あまり先に進みすぎると県民の意識から乖離して実効性を持たないものとなるおそれがあります。

本条例は制定そのものより、制定後の運用の方が重要であり、細部にこだわるのではなく、まずは基本的な方向性をしっかり定めることに傾注すべきです。運用段階で細部の肉付けを行うとともに、継続的に調査研究を続け更なる条例の改善に役立てるというシステムの循環が必要です。

条例の全体構成

差別をなくす前提として、障害者の権利とは何かを条例上も明らかにする必要があります。

仮に具体的な規定ぶりが難しいとしても、何らかの形で合理的配慮の考え方について触れる必要があります。

解決のための仕組み

世界的に有名な米国のADA法（障害のあるアメリカ人法）では、最終的な解決方法として、裁判所に訴えて白黒をつけることが想定されていますが、世界の立法例には様々なタイプがあります。条例の法的限界やわが国の司法事情を考慮すれば、調査権限を持つ第三者委員会等が相談や調停業務を行う英国のDDA法（障害者差別禁止法）なども参考にすべきではないかと思われます。

何らかの解決のための仕組みがなければ条例の実効性は担保されないので、県独自の解決のための機関をつくるべきです。この場合、大きな組織だけでなく、身近なところに相談ができる窓口が必要です。

罰則の取扱い

タバコのポイ捨て禁止条例のように、条例で罰則を設けている例もあるので、障害者差別についても、倫理面の啓発に止まらず、悪質なものは罰則で取り締まるべきではないかとの考え方も根強くあります。

しかしながら、障害者差別の場合は、明確に刑事罰に当たる場合を除いて、何が差別であるかが明確でなく、処罰の必要性についての共通理解が形成されていません。罰則にこだわるとかえって解決できる範囲が狭まることも考えられます。また、罰を恐れて過度に萎縮したり、障害者との接触を避けたり、反感を強めたりといった副作用も考えられます。事業者名の公表など、より多様で間接的な手段を考えるべきではないかと思われま

その他

差別の背景となる無理解そのものを解消していくために、差別が起きた後の解決のための仕組みだけでなく、理解を広げるための広報・啓発・調査研究や、障害者への配慮等に積極的に取り組んでいる個人、団体、企業などを応援する仕組みも考える必要があります。

(2) その他の取組み

今後、研究会において、応募事例を念頭に置きながら、条例の内容を詰めていくことになりませんが、中には条例の制定による解決になじまない事例もあるものと思われま

しかしながら、条例になじまない事例であっても、例えば、差別の事例集を作成し学校の教材に使う、相談の指針として活用するなど、様々な取組みを併せて、障害者に対する差別を1つ1つ確実になくしていく必要があります。

ともすれば、重い話題と思われがちな障害者差別を「勉強しよう、研修しよう」というとますます重くなってしまいます。軽く、楽しみながら勉強できるような手法があれば、多くの人が参加できます。

「罰する」「取り締まる」という発想だけではなく、一所懸命、十分な配慮・取組みをし

ている人をみんなで応援していく仕組みづくりをすべきです。そのためにも、障害者の問題に積極的に取り組んでいる企業の事例や、身の回りにある小さな理解を広げるエピソードなどを集めるのが良いのではないかと思います。(参考資料「ちょっといい話」参照)

いままでの、国レベル・県レベル様々な取組み(ハートビル法など)について、その成果・問題点を検証して今後の検討に活かす作業が必要です。

これらの他の条例以外の取組みについても、今後議論を深める必要があります。

最終報告に向けて ～残された課題と今後の予定～

この中間報告は、研究会の議論を広く県民のみなさまに知っていただき、障害者の差別をなくすための取組みについてともに考えていただくため、10回にわたる研究会の議論を中間的に取りまとめたものです。

繰り返し強調しておりますように、障害者の差別をなくしていくためには、障害者に対する理解を広げることが何より重要です。分かりやすく、効果のあるルールとして条例づくりを1つの目標としますが、究極の到達点は「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化の創造です。条例制定という結果だけでなく、条例制定に向けて県民のみなさんがこの議論に参加するという「プロセス」こそが重要です。

今後、この中間報告等を1つの材料として、県内各地でミニタウンミーティング等が開催され、議論の輪が大きく広がっていくことを強く期待しています。多くの県民の方々がこの議論に参加してくださるようお願いいたします。

この中間報告では、差別をなくす取組みの意義や方向性を含む「差別をなくすための取組み」の全体像を明らかにすることに重点を置きました。各分野における具体的な取組みの議論はまだまだ不十分です。各地のミニタウンミーティング等での議論を踏まえ、さらに議論を深めていきたいと考えています。

今後、研究会では、

条例の条文がイメージできるレベルまで、各分野における差別をなくす取組みのあり方や権利侵害に対する解決のための仕組み等について検討するとともに、

条例になじまない差別についても、学校教育や福祉相談の仕組みの活用も含め様々な形での取組みを検討していく予定です。

議論は始まったばかりです。この中間報告も「結論」というより「問題提起」との性格を持つものです。この中間報告が一つのきっかけとなって、この問題に対する県民の関心が高まり、幅広い議論が起こることを願っています。

(参考)

各分野における主な差別に当たるとされる事例と対応方策

研究会では、700件を超える応募事例について分野ごとに担当委員を決め、その分析を基にしながら、差別とは何か、どうしたらなくしていけるのか議論を行ってきました。

この中間報告は、その議論を取りまとめたものですが、時間的な制約もあり、分野ごとの差別事例に対する具体的な解消方策については、十分な論議を尽くすに至っていません。

このため、分野ごとの差別事例に対し、各委員から提案された解消方策の内容については「参考」として掲載することとしました。これらの提案については、必ずしも研究会全体としてコンセンサスの得られたものではないことにご注意下さい。

いずれにせよ、これらの提案については、今後の研究会において議論を深め、条例になじむもの、なじまないものの仕分けも含め精査することとしたいと思います。

1. 募集した事例の位置付け

この研究会では、7分野ごとに担当委員を決め、応募事例の分析を基にしながら、議論を行ってきましたが、この過程で、全委員が応募事例の全原文を読むべきではないか、差別された側の言い分だけでなく、差別をしたとされる側の言い分も聞くべきではないか、との意見が出されました。

しかしながら、700件を超える事例について、

寄せられた事例自体、千葉県全体の差別事例から言えばほんの一部に過ぎないと思われること

事例を募集した趣旨は個別事例そのものの解決ではなく、これを素材として差別をなくすための一般施策を検討することがこの研究会の役割であること

全委員が全原文を読みながら研究会を進めることは現実的でないことから、議論を効率的に進めるため、分野ごとの担当委員が当該分野について必要に応じ原文に立ち返るにとどめ、むしろ代表的な事例を取り上げ背景まで深く掘り下げる、という検討方法を採用することとしました。

2. 教育分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

教育分野における「不利益取扱い」については、就学相談の場において、養護学校等への進学を強要されたとする事例（ア）や、通常の学校生活において特別扱いされたとする事例（イ）など数多くの事例が寄せられています。

<アの代表的な例>

小学校普通学級への就学意思を文書で明確に表明したにもかかわらず、市の教育委員会が養護学校適との審議結果を通知し、就学相談を迫り、何度も養護学校への進学を勧め、普通学級では対応できないとの差別的発言により精神的に追い詰められた。

<イの代表的な例>

就学後に行われる様々な取り扱い、例えば、評価すべき水準に達していないという理由で通知票が空欄のまま成績評価をしない、席替えをせず常に教師の前に配置する、常に黄色の帽子を目印としてかぶらされる、授業の時答えられないとかわいそうなので指名しない。

解消するための提案

障害児教育については、盲・聾・養護学校等における特別支援教育のほか、学校教育法施行令における認定就学制度により、就学基準に該当する障害のある児童を認定就学者として小学校又は中学校に就学させることができるとされています。

教育に関する差別事例が分野的に最も多かった背景として、現在の教育制度自体が障害児と健常児の分離という分離教育を前提としており、障害者がいることが前提とされていないため、普通学級の環境が整わないことが考えられます。

統合教育を原則とし、当事者の申し出に応じて特殊教育の場を選べるという制度とすべきとする意見がある一方、統合教育を原則とすることは、現在、養護学校に通学している生徒や保護者の不安を招く恐れがあり当事者の選択権を現実的に保障する方が重要との意見がありました。

また、いきなり統合教育をすべての学校に義務づけるのは現実的ではないとして、例えば計画的に、モデル学校を作って、どうすればうまくいくかを皆で考えながら進んではどうかという意見もありました。

また、教師による差別行為は、教育体制の不備と分けることはできず、個人の資質だけでなく、学校教育法などの制度・施策にその根本的要因があるとも考えられます。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

教育分野における「合理的配慮欠如」については、通学時の保護者の付き添い・介助を入学の条件とする事例(ア)や、学校現場における人員増やバリアフリーの問題など人的・物的環境への配慮を必要とする事例(イ)が寄せられています。

<アの代表的な例>

就学前の学校との話し合いで保護者の付き添いを求められ、「親が付き添いにつくことを納得していただくまで何度でも話し合ひましょう。夜でも休日でも家でも主人の会社でもどこでも行きますから」という脅しのようなことを言われ恐ろしくなった。

<イの代表的な例>

学校内の段差が多くスロープが少ないので自力での移動がなかなかできない、エレベーター等の設備が無いので2階以上で行われる授業への出席が大変、スロープに物が置かれていたり、車いすに対応した水道設備がない。

解消するための提案

必要な「合理的配慮」として、本人及び保護者の意向を尊重しつつ個人の状況に応じて必要な配慮や支援が受けられるよう人的・物的環境を整備すべきです。また、個別支援の内容にしたがって学校全体で支援する体制づくりや専門家との連携に配慮するとともに、権利救済制度を設けるべきです。

(3) その他

制度を変えていくために、まず、教育現場での差別や人権侵害をなくすための研修、障害児受け入れ状況と親の付き添い状況の実態調査を行うべきです。

障害を持つ子どもは「子どもに対する不適切な取扱い(abuse)」「障害を持つ子どもへの差別」という二重の理不尽な扱いを受けるリスクを持っているので、障害者差別をなくすための条例とあわせて、子どもの権利条例も必要です。

障害児が差別・排除される背景には、障害児への配慮が自分の子どもへの指導の低下につながることを危惧する一部の一般の保護者の考え方があります。一方で、障害児のいる学校に子を通わせたい、いろいろな子に交わる機会を設けたいという親も増えており、他の親に対して、障害児への理解をどう深めていくかも大きなテーマです。大人が変わらなければ子どもは変わらないとして、PTA団体による取組みも始まろうとしています。

ある研究によれば、プログラムに参加した前と後では、若い世代のほうが意識が大きく変わる結果になっており、教育の場が差別と偏見をなくしていくために非常に重要です。子どもの時から、差別される悲しみが感じられるような情操・倫理教育が必要で、あわせて保護者に対する研修や啓発が必要です。

また、障害児・者については、人生のどの段階においても教育の機会を優先的に保障するようにすべての教育機関に義務付けるべきです。

3. 労働分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

労働分野における「不利益取扱い」については、求職・採用や昇格における差別事例(ア)、解雇事例(イ)等、様々な局面で、障害を理由とした差別を受けたとする事例が寄せられています。

<アの代表的な例>

大手企業で、入社面接で障害を理由に嘱託扱いにされ、10年以上就業するも未だに嘱託のままで、給料やボーナスも少ない。また、営業成績がトップレベルであっても契約社員のみである事例など障害ゆえに能力を正当に評価されず不利益を被っている。

<イの代表的な事例>

うつ病の薬を飲んでいるとただで解雇されたり、休職期間中の精神障害者に退職勧奨がなされた。

解消するための提案

一般企業における就労について、企業は収益を確保するため、生産性に見合う労働力(障害の有無にかかわらず賃金に見合った労働)を求めざるを得ません。したがって、採用や昇格しないことがただちにすべて差別に当たるわけではありませんが、障害自体を理由にした解雇や不当な処遇をすることは差別に当たることを、雇用主、従業員や関係機関に徹底させる必要があります。

就労をめぐる差別が頻発する背景には、企業自体も障害者の特性を把握できていない現状があります。企業に対して「どういう人にどういう仕事ができるのか」の情報を整理して積極的にPRする必要があります。また、雇う側も雇われる側も、「差別か否か」の入り口で立ち止まるのではなく、お互いに意見をぶつけ合って理解を深めていく過程こそが必要です。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

労働分野における「合理的配慮欠如」については、会社の会議で手話通訳をつけてほしいといっても「企業秘密があるから外部の人はだめ」と言われ、会議の内容がわからず意見を言うことができないという情報保障手段の欠如など障害者の就労環境に対する配慮がなされていない事例が寄せられています。

解消するための提案

多様な障害への企業側の配慮について、理解の促進と対応に必要な費用負担等を考慮した上で、違反した場合の指導とチェック体制を含めて、何らかの法律的な規制が必要ではないかとする意見がありました。

(3) その他

障害者雇用を促進するために、法定雇用率制度が設けられていますが、障害者に対して完全な合理的配慮をした上で自由に競争させるのが理想です。雇用率制度は当面の過渡的な誘導策であって、最終的な目標ではありません。合理的配慮をすれば働ける人には合理的配慮をした上で自由競争をさせ、合理的配慮を行っても同様の就労が難しい人にはなんらかの

対応策をとるとというのが基本的な施策の方向であるべきです。

また、障害者を雇っている企業の経営が健全に成り立つように応援する仕組みが必要です。例えば、企業側が「障害のある人を雇っている」ということを積極的にPRできる仕組みを作り、県民がこうした企業を応援して、お客が増えるような仕組みについて検討すべきです。

4. 医療分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

医療分野における「不利益取扱い」については、診療時に医師から差別的な言葉を投げつけられたり、障害を理由として診療拒否など、本人の自由意志・要望に基づいた医療が提供されていない事例が寄せられています。

解消するための提案

医療分野については、障害者差別であるかどうかという検討と併せて、例えば「同じ内容で障害のある方ではなかったとしたらどうなのか、それでもなお問題があるといえるのか、それは障害のある人特有の問題といえるのか」というように、いわゆるドクターハラスメントという視点で冷静に判断することが必要との意見が出されました。

医療情報の提供や医療機関の紹介、療養上の相談とは別途、医療機関の利用をめぐる諸問題について気軽に利用できる公的な相談窓口を設置している自治体があります。千葉県においても医療安全相談センターを設置して医療に関する相談事業を提供していますが、「障害者差別に当たると思われる事例」が発生した場合に、医療分野における事例を解決・救済できる専門の機関や機能を設置することも検討すべきです。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

医療分野における「合理的配慮の欠如」については、障害者の診察に付添い人を要求したり、乳幼児検診で起立不能な子の身長計はないといった障害特性に対応した医療体制・設備の不備にかかる事例が寄せられています。

解消するための提案

受診する障害者と医療機関側との意思の疎通を円滑にするため、障害当事者やその家族、医師会、歯科医師会、教育関係者らの協力により「受診サポート手帳」が作成されましたが、この取組みを障害当事者や医療関係者に浸透させ、診療が一層円滑に行えるようにします。

医療機関に手話通訳者等が配置されるような配慮が必要です。

差別をなくしていくためには、医療関係の正確な情報の発信、正しい医学知識の普及を図る必要があります。また、治療や検査のガイドライン、学会が公表する専門医療機関関係の情報等の積極的な公開が求められます。併せて、障害について知る専門職員を各医療機関等配置するとともに、そうした職員の養成を促進していく必要があります。

(3) その他

差別をなくすためには、医療関係者が障害について知るための教育・指導が重要です。

精神科医療について、精神障害者の社会的入院そのものが既に差別であるとする意見がありました。また、親書の発受、電話、面会の制限、隔離室の使用や身体的拘束については、法や基準の範囲内で医療行為として実施されることがありますが、その運用の妥当性について当事者の参加も得て個々の事例に即して詳しく検証していく必要があります。

5. 福祉分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

福祉分野における「不利益取扱い」の事例として、障害児の母は働かないで子の面倒を見るべきとして保育所への入所を拒否された事例、重度障害で発作があるとしてショートステイの利用を拒否された事例のほか、施設内の部屋にカギをかけて閉じ込められるなどの虐待の事例も寄せられています。

解消するための提案

福祉施設に対しては、虐待に関する法的規制がないので規制を強化し、事例によっては

行政（警察も含む）が介入すべきです。福祉施設の第三者評価が全国で進んでいますが、本県においても、プロジェクト・ブレイメン「誰でも分かる福祉サービス評価システム作業部会」の検討結果等を踏まえてさらに推進する必要があります。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

福祉分野における「合理的配慮欠如」については、災害時に補装具であるオストメイト用パウチの確保が困難であった事例、移動介護のサービスについて、ヘルパーの送迎ができなくなり移動手段が実費になったので利用しづらくなった事例が寄せられています。

合理的配慮の内容

福祉サービスの供給に関する合理的配慮について、サービスが容易に受けられるよう人的・物的体制を整備する必要があります。

(3) 「差別」と福祉サービスの量的不足との関係

特定の住宅や職場の利用について、健常者は認められるのに、障害があるという理由で認められない場合は、「障害を理由とした差別」に当たり得る問題です。しかしながら、そもそも利用できる住宅や職場の量が十分でないことについてはどう考えるべきでしょうか。

福祉サービス等が不十分であることは、障害者の生活にとって大きな不利益であることは間違いなく、改善・解決に向けて取り組むべき課題であることは言うまでもありません。

しかしながら、例えば、なかなか自分の気に入ったグループホームが見つからないとしても、障害がない人にも、その人のニーズに合った住まいが見つからないケース自体は十分起こり得る不利益とも考えられます。同様に、年金の額が十分でないこと、自分に合った職場が十分な量確保されていないことなども、障害者以外にも所得が十分でない人、失業している人などもあるわけであり、改善すべき不利益ではあることは疑いありませんが、「障害を理由とした差別」とストレートに言い得るかについては議論の余地があります。

諸外国の立法例や、国連で検討中の障害者権利条約においても、福祉サービスの不足の問題（社会権の侵害）については「差別の一類型」と捉えるのではなく、むしろ差別の問

題（自由権の侵害）と同格・並列のものとして併せて改善を図る考え方が採用されています。

また、サービスの絶対量を担保する予算額は、選挙で選ばれた議員が、その年度ごとに、様々な県民のニーズを総合的に考慮した上で判断する事項であり、条例で予め一定の額の確保を義務付けることにはなじまないという面もあります。

もちろん、差別をなくしていく上で必要となる各種の合理的配慮には予算が必要なものも数多くあります。障害があるが故の差別をなくしていくために必要な予算は、当然確保されていかねばなりません。ここでの議論は、およそ「予算を必要とするものは差別になじまない」ということとは全く異なるものであることに留意する必要があります。

(4) その他

保育所における障害児保育について、教育分野における統合教育と同様の問題が生じています。統合保育自体がまだ進展しておらず、障害児に対応した保育体制の整備がすすんでいません。統合保育に関する人的体制の整備、相談機関の整備が今後の課題となっています。

6. サービス提供分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

サービス提供分野における「不利益取扱い」については、障害者5名と引率者2名で入店しようとする「障害者の方はちょっと」といわれ入店を拒否された事例やバスツアーへ申し込んだところ、障害者は付き添いがあってもだめだと言われた事例などが寄せられています。

解消するための提案

障害者に対する理解と共感を深めるために広報啓発活動を強化する必要があります。

情報公開によって、障害者の利用を拒否する店の情報を何らかの方法で公開します。逆に、障害者に配慮しようとしている店を評価する方法を考えます。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

サービス提供分野における「合理的配慮欠如」については、飲食店で点字のメニューがないため、店員にメニューを読んでもらっていたが、忙しそうだったので、読み上げの途中で決めざるをえなかった事例や車いす利用者がアーチェリー場で使う畳を持ち上げられず、従業員に頼んだらここに来る時は、手伝う人を連れてきてくださいといわれた事例などが寄せられています。

解消するための提案

福祉施設への手話通訳の配置の義務づけ、施設職員への手話通訳研修の義務づけ、障害者割引料金の適用拡大などを検討すべきです。公共機関、ホテル、会場などの管理者に対し、その設備に関する障害者への配慮について行政が徹底して指導すべきです。

一方、解消するための提案を検討するにあたっては、個々の社会的優遇措置が、過度の優遇になっていないか検証していく必要があります。

7. 不動産の取得・利用分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

不動産の取得・利用分野における「不利益取扱い」については、障害を理由とした賃貸契約拒否の事例（ア）が多く寄せられています。また、契約当事者のみならず周辺住民との関係で、結局契約が成立しなかった事例（イ）も寄せられています。

<アの代表的な事例>

聴覚障害者は、聞こえないので何かあったら困る。保護者がいないと心配などとして契約を拒否された。

<イの代表的な事例>

生活ホーム用の家を探していた時、障害者が隣に越してきたら他の人が出て行ってしまおうと拒否されたり、障害者は怖いとして施設の建設を反対された。

解消するための提案

不動産業者が、不当な契約条件を要求した場合の相談窓口を設置し、業者への指導を徹底すべきです。

社会福祉施設建設時の周辺住民との関係について、グループホーム設置時に住民説明会の義務づけを撤廃すべきです。また、周辺住民の理解を深めるために、行政が仲介し、正当な理由のない場合の住民反対運動を取りやめるような話し合い、お互いの協議の場を作ることが必要です。

(2) その他

民間住宅の提供がすすまない現状に対して、公営住宅について、障害者の利用優遇措置を導入し、公営住宅の利用促進を図ることが提案されています。

8. 建築物・交通アクセス分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

建築物・交通アクセス分野における「不利益取扱い」については、コミュニティセンターや県営住宅集会所において、車いすでの立ち入りを禁止された事例、知的障害者がひとりでバスに乗ろうとしたら、運転手が乗るな降りると命じた事例などが寄せられています。

解消するための提案

ハートビル法等の法の趣旨を建物の管理者に徹底させるとともに、障害者への理解と共感、障害者問題一般に対する広報啓発活動を強化する必要があります。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

建築物・交通アクセス分野にかかる「合理的配慮の欠如」については、建築物関係で車いす移動の障害になる店内の狭さ、障害者用トイレの未設置などの事例が寄せられています。また、交通アクセス関係では、乗換え案内や事故遅延情報が聞こえないという聴覚障害者の訴え、ノンステップバスの運行状況がわからない、急いでわたっても歩行者信号が点滅してしまうという身体障害者の訴えが寄せられています。また、身体障害者用のトイレ

しについて、男女共用となっている点について問題が提起されています。

解消するための提案

交通事業者は電光掲示板を整備し、画面で操作できる機械を開発すべきです。

(3) その他

ハートビル法、交通バリアフリー法など、法規制の対象や範囲が限定されていたりするため、それらを統合したユニバーサルデザイン法を検討すべきです。なお、さきごろ国土交通省では改正ハートビル法、交通バリアフリー法の統合を含めた「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定しており、今後は大綱を踏まえた本県の取組みが検討されるべきです。

車いす利用者用の駐車場が設置されているにもかかわらず、車いす利用者の優先的な利用が妨げられている事例があるので、広報啓発を強化すべきです。

9. 知る権利・情報分野

(1) 「不利益取扱い」

知る権利・情報分野について、障害を理由としてある一定の情報を知らせないという形態での「不利益取扱い」の事例は寄せられていません。情報取得の困難性、事実上の知る権利の侵害の事例は数多く寄せられていますが、それらの多くは次の合理的配慮の問題に帰着します。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

知る権利・情報分野における「合理的配慮欠如」については、ホームヘルパー講習会に手話通訳の予算がないという理由で聴覚障害者が参加できなかった事例、自治体の広報が電話番号のみの記載で聴覚障害者が照会できなかった事例、講演会で手話通訳しか配置されず要約筆記の配置を要求したところ拒否された事例などが寄せられています。

解消するための提案

事業予算をとる時にはまずあらかじめ情報保障の費用を取っておくというシステムを確立する、市役所に要約筆記者を配置する、広報紙等に電話以外の連絡方法を記載する、テ

レビの字幕放送を促進するといった情報取得手段を保障すべきです。

(3) その他

手話通訳や要約筆記は聴覚障害者にとっての大切なコミュニケーション手段であり、手話は一つの言語であるということを、広く認識させる必要があります。

10．参政権分野

(1) 「不利益取扱い」

主な事例

参政権に係る「不利益取扱い」の事例として、成年後見制度による被後見人の選挙権喪失について、制度を利用するのをためらう、選挙権喪失を本人に伝えられないなどの事例が寄せられています。

解消するための提案

公職選挙法第11条第1項は、選挙権及び被選挙権を有しない者として、第1号に「成年被後見人」を掲げています。確かに選挙権の喪失は国民の基本的な権利に関わる問題ですが、被後見人の法律行為等に関する判断能力の欠如が成年後見制度適用の基準であることに鑑みると、十分な検討のもとに法改正への働きかけを行う必要があります。

(2) 「合理的配慮の欠如」

主な事例

参政権に係る「合理的配慮の欠如」については、選挙の時に、手話通訳をつけてほしいとお願いしたらひとりのためには余裕がないと言われたという事例が寄せられています。

解消するための提案

障害者の参政権における平等な機会の徹底した配慮についても取り上げるべきです。

11．司法手続分野

主な事例

司法手続分野における「合理的配慮欠如」の事例として、交通事故の現場での事情聴取の際、手話通訳を呼ぶ方法がなく、警察が相手方の言い分のみ認め、反論できなかった事例が寄せられています。

また、判断能力にハンディのある知的障害者や重度の精神障害者が逮捕された際に、黙秘権などいかなる容疑者にも認められている権利を分かりやすく伝えたり、障害の特性に配慮した取り調べが行われることが確保されないことが考えられます。

解消するための提案

警察・司法関係者に対し、障害者の人権に関するさらなる教育の徹底を図る必要がある。

事故・事件等の場面では、障害者の人権を守るため、迅速かつ柔軟な情報伝達手段の確保が重要であり、警察等司法機関に対しコミュニケーション手段の整備充実について配慮を求めるべきです。

12．呼称分野

主な事例

呼称分野における主な事例については、障害者と呼ばれることによってレッテルを貼られ、自分は普通ではないと感じる人が多くいます。この言葉自体が障害を持っている人といない人を分ける偏見につながる言葉です。例えば、各種福祉サービス利用における障害者の記載、バス定期券の「障」マーク、精神障害者バレーボール大会という呼称などに差別感を感じるという事例が寄せられています。

解消するための提案

「障害」「障害者」という呼称については、特に「害」という文字に否定的な意味合いが強く、表記に差別感を感じる当事者が多くいます。この点について、障害を持った人を示す用語として定着した言葉がないのも事実であり、また、言葉だけ代えても実体が伴わなければ意味がないという議論もあるので、今後幅広い県民的議論が必要です。

「精神障害者」「精神科」などの配慮のない使用が個人や障害一般への偏見を助長する可能性が指摘されています。医療・福祉機関や公的機関での使用・関係書類の記載について配慮すべきです。

意見交換を行った関係団体の方からの主な意見

これらの意見には、団体を代表しての発言のほか、個人的な意見も含まれます。

団体名	意見の概要
(社)千葉県経営者協会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社という利益を追求する団体で、障害者とともに歩いていくにはどうしたらよいか」ということをいつも模索している。 ・全国でも、障害者雇用は西高東低の傾向があり、千葉県ではまだ取組みの弱い事業者が多いのが正直なところである。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の中で一番大事なことは、計算や動作が速い・遅いということではなく、何十年という長い間、職場の仲間と協力して働くことができる資質・社会性の養成である。 ・With them すなわち「彼らと共に生きる」ということは、まだ障害のことを意識してしまっていること。We という形で全体が一つになることが障害者問題の到達点ではないかと思う。
日本労働組合総連合会千葉県連合会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国レベルでは、政策提言の中で障害者雇用と福祉に7～8pを割いて提言している。 ・「何でも労働相談ダイヤル」で全国レベルでの相談を平日9時半から5時半まで行っている。年に何回かは休日も行っている。相談者から多い相談は、賃金と解雇の問題。「連合千葉ユニオン」という一人から加入できる労働組合に入っていたら、最後まで解決を図っている。 ・施設のハードが対応できていなかったり、研修に参加できないなどの不利益がある。その都度要求して改善してきている。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害は悪化することもあるので、それでも仕事が続けられる仕組みを考え話し合うことが必要である。
千葉県中小企業家同友会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業はあくまで利益追求のために活動せざるを得ないので、経営者の側はやり玉に挙げられがちで尻込みしてしまうことが多いのが正直なところである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健常者とは違うアプローチは、教育が必要だということ。養護学校でも教育しきれなかったことを企業で教育して働かせている実情がある。 ・ 障害者雇用義務のない中小企業でも一生懸命取り組んでいる企業があることを知っていただきたい。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者というだけで、面接も受けられず就職の機会さえ奪われ、採用後も一般人ならば解雇されないような小さなトラブルで解雇されてしまう。何らかのケアを含めて同じテーブルで話し合う場が必要。 ・ 差別という後ろ向きな考え方よりも、「このような良い事例があった」というようなことを広める仕組みが大事ではないか。 ・ 障害者差別を企業による差別とのみ考えるのではなく、職業教育と就業支援のありかたについて、家族や教師など全員で取り組むべき。
千葉県小学校長会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に求められる体制とは、最終的には校内支援体制である。できることから具体化していかなければならないと認識している。しかし、校内の資源だけでは限界があり、現状では対処が極めて困難である。 ・ 管理職研修、校内研修を行っている。お題目に終わらないよう、校長などの管理職から一般教職員まで、意識改革を共有化し指導力の向上に努めていきたい。 ・ 多くの教師が限られた条件の中で必死に頑張っていることを知ってほしい。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーターは、専任とした上での人材確保と専門性の養成が必要である。
千葉県PTA連絡協議会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだ学校設備のバリアフリーが進んでおらず、教師と生徒の人海戦術で手伝っているのが実情である。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事の中で、どんな児童にも一人一役をつけて思い出作りを行うことが重要である。 ・ 子どもたちによる障害者差別はほとんどないのではないかと思うが、保護者の意識改革をする必要がある。子どもは親の悪いところを見てしま

	<p>う。子どもの目から見て悪いところを直していこうと思う。</p>
(社)千葉県医師会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも、身体的・精神的障害にとどまらず疾病による障害にまで範囲を広げ、様々な形で取り組んできた。 ・ 医師が障害者一人一人の特性を理解し、円滑に診療を行い、障害者が適切な医療を受けられるよう、「受診サポート手帳」作成事業にも積極的に関わった。 ・ 高齢の障害者に対する「認知症（痴呆）- 相談・診療の手引き」を作成した。全国各地で同様のものが作られているが、これほど充実したものはないと自負している。相談、スクリーニングテスト、医療機関名簿、関連機関名簿に加え、「成年後見制度」について解説したことは高い評価を受けている。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの取組みに満足することなく、さらに努力していきたい。
(社)千葉県歯科医師会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回診療車「ビーバー号」による施設巡回診療、口腔衛生指導などを行っている。 ・ 歯科医師の教育課程では、障害者疾患学の講義があり、合併症などケース別の対処法、接し方などを学ぶ機会がある。 ・ 現在、障害者診療を率先して行っている有志を集めて名簿を作っているところである。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健常児・者と同質の歯科医療が受けられる環境作りが求められている。 ・ 各地域における役割分担とネットワーク作りが重要となる。 ・ 障害児者の特性を考慮し、工夫を加えた形で取り組む。
千葉県飲食業生活衛生同業組合	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が障害のない人と同じようにランチを食べたり、スナックでお酒を飲んだりするにはどうすればいいか考えているが、障害者の方が入店すると、一般の方と摩擦が生じてしまうのが現状である。 ・ 非常に狭小な家族経営の店では、ハード的にも経営的にも、バリアフリー化や人材の確保を進めることは困難な状態である。

	<p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域で消費活動をする際に、消費者として捉えて対応できるような店作りを目指していきたい。 ・個人の力では限界があるので、行政の支援が必要。公共施設での営業規制の緩和などをお願いしたい。 ・障害者が地域でバーや喫茶店などを開くといった社会参加活動に対してノウハウの提供など、できる限りで協力も可能と思われる。
千葉県弁護士会	<p>《取組みなどの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者支援センターで社会福祉協議会の相談事業などを行っている。 <p>《意見・提案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あえて困難なことを行うのも、社会を変えていく試みとして意味はある。 ・しかし、原則として、私人間の法律関係を強く規制することは、国の法律で行うべきであり、条例では困難であると考える。 ・罰則規定を設けることには賛成しがたい。どのような行為が処罰の対象になるか不明確であり、一般の人の共感も得られないのではないか。

“ ちょっといい話 ”

いつも近所の家の前で「う～」と声を上げる自閉症の男性がいて、近所から「うるさい」「気持悪い」と煙たがられていたそうです。ところが、ある家だけはそういう苦情を言わない。そこで、その自閉症の男性はその家の前にばかりいるようになりました。その家の旦那さんは「声が聞こえると、今日もあの子は元気だなんて分かるのでほっとする」と、この家だけは自閉症の男性を温かい目で見ているというのです。

ある時、近所一帯が空き巣被害にあった。ところが、その家だけは被害にあわなかった。「きっと、あの自閉症の男性の声が、空き巣を寄せ付けなかったのだ」と旦那さんは言っていました。これは実話です。その旦那さんは養護学校の先生なのです。

(K . N .)

養護学校に通っていたやんちゃな男の子の話です。バスの中で同級生とトラブルになり、窓ガラスを叩いたり、停車用の呼び鈴を鳴らしたりして乗客の迷惑になった。運転手さんが「いい加減にきなさい」と叱ったら、唾をかけて逃げていった。怒った運転手さんが養護学校に電話をかけて「もうあの子はバスには乗せないでくれ」。

相談を受けた地域療育等支援事業のコーディネーター（現中核地域生活支援センターのコーディネーター）が間に入り、親と養護学校の先生と一緒にバス会社を訪ねていき、知的障害や自閉症の特性などについて説明したそうです。すると、バス会社は運転手さんたちにそのことを伝えてくれた。その男の子はまたバスを利用できるようになったのですが、その子が乗ってくるとほかの乗客が怖がって緊張が走る。そこで、気を利かせた運転手さんが「君、おはよう！ きょうも元気だねえ」と乗客たちに聞こえる声で話しかけるようにしたというのです。何らかの支援が必要な子なのだということが伝わるので、バスの中の雰囲気は穏やかになり、男の子も落ち着いてきたそうです。

(K . N .)

会社の私が所属している部にひねくれものがいて、後輩には厳しい...というか、いじめみたいなことをするし、上司を上司とも思わない乱暴もの。しかし、身長180センチ以上、筋骨隆々、悪役レスラーみたいな風貌で、みんな怖がって近づかない。

ある日、地下の食堂街で彼が視覚障害者の女性の手を引き、やさしい言葉をかけながら店に案内しているところを、私は見てしまったのです。彼は店の人に女性を託すと、また、やさしい言葉をかけて立ち去ろうとしました。そのとき、私と視線が合いました。彼はまずいところを見られたような顔になり、大きな体を揺らして慌てて走り去りました。

(K . N .)

息子が高校1年生の3学期、テストの点数がとれなくて赤点のオンパレード。このままでは進級できません。でもほとんど欠席せずに授業に参加しています。私は、先生方が息子の努力をどう評価したらいいか、とまどっているのだろうと考えました。それで赤点を付けている先生方1人1人とお話をしたいと願い出ました。紆余曲折がありましたが、願いは叶えられました

1人の先生がこう言いました。「僕は、はじめ彼に触られるのもいやでした。でもそれが偏見だとわかりました。これからは、もっともっと彼とつきあっていきたい。その中で進級のことも考えたいです」

息子はよく、ぼんぼんと先生の肩などに触りますが、その先生はいやだったんですね。それが偏見と気づいてくれたこと、その気持ちを話してくれたことが、本当に嬉しかったです。先生は、初めてのお子さんが生まれたばかりの時で、「お母さんは、彼が生まれたときどんな気持ちだったろうと考えました」とも言っていました。

毎日息子とつきあうことが、先生の意識を変えていったんだと思います。人はいい方向に変わることができるんですね。

(H . Y .)

Y君は発語もなく、全介助が必要な子です。6年生の3学期に一ヶ月ほどの入院をしていた時、「すべてに反応しなくなった」とママは暗い顔をしていました。ところがある日、満面の笑みを浮かべて、「Yが、カセットテープから流れるクラスメート全員の励ましの声を聞くなり、一生懸命スピーカーに手を伸ばし、顔をそっちに向けたのよ」と。Y君は元気な時でも自分を思う通りに動かせないのに、すごいです。友達が、学校が一番の薬だったんですね。

今は、一緒に過ごした友達に囲まれて中学1年です。

(Y . S .)

S君の中学3年修学旅行をひかえ、学校とお母さんの話し合いに同席した時のことです。「S君は毎週発売されるハンバーガー店のオマケを集めることに強いこだわりがあり、開店と同時に買って集合時間に遅れてしまう。どうしたものか」と聞いていました。「それがその後の旅行を混乱なくやり遂げることに繋がる」と、担任も介助の先生も当然のことのように受け止め、校長先生も「介助の先生がS君を連れて後から東京駅に合流すればいい」と。

その後も、日程表を見ながら細々とした打ち合わせが続きましたが、お母さんが安心して送り出せる話し合いでした。横で聞いていて無性に嬉しくなりました。

今回の修学旅行には、介助の先生がつく子がS君の他に2人参加したそうです。先生方は夜もろくに眠れなかったと思います。おかげで、S君は皆と一緒に、中学生生活最大のイベントを楽しい思い出として終えることが出来ました。

今はずいぶん落ち着きましたが、一時期、S君は非常に不安定な状況に陥っていました。そのとき療育専門家のアドバイスを受けながら、S君に関わる皆でつくった“S君対応虎の巻”を、学年だけでなく、先生全員が共有できるように職員会議で取り上げたそうです。打ち合わせのときも、校長先生の手にはその虎の巻がありました。

普通学級では悲惨なことだけでなく、いい話が沢山あるんですよ。だからこそ障害があっても皆と一緒にいることが当たり前になって欲しいと思っています。

(Y . S .)

障害者差別をなくすための研究会検討経過

	開催期日	検討項目
第1回	1月26日(水)	・今後の進め方について
第2回	2月28日(月)	・差別をなくすための取組みの意義及び「差別」の定義についての基本的考え方の整理
第3回	3月24日(木)	・障害者差別に当たると思われる事例の分析の進め方について ・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策(教育・労働分野)
第4回	4月11日(月)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策 (教育) (労働)
第5回	4月28日(木)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策 (医療・福祉) (サービス提供、不動産の取得・利用) (建築物・アクセス、知る権利・情報、呼称、参政権、司法手続、所得保障)
第6回	5月9日(月)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策 (その他)
第7回	5月26日(木)	・条例の法的性格と法律との関係等の検討・整理 ・諸外国の立法例や関係団体等による条文案の紹介
第8回	6月13日(月)	これまでの議論の整理
第9回	6月23日(木)	各界との意見交換
第10回	7月11日(月)	各界との意見交換
第11回	7月28日(木)	中間報告取りまとめ
第12回	8月8日(月)	中間報告取りまとめ

障害者差別をなくすためのタウンミーティング等の開催状況
(H17.8.8 現在)

タウンミーティング

開催日	開催地域	会場	参加人数
平成17年2月20日	市川	和洋女子大学	約 500 人

ミニタウンミーティング

開催日	開催地域等	会場	参加人数
平成17年4月13日	聴覚障害者 (千葉地区)	千葉市民会館	約 180 人
平成17年7月7日	市川地区	市川駅南公民館	13 人
平成17年7月23日	市川地区	市川市医師会館	約 60 人
平成17年7月29日	聴覚障害者 (千葉地区)	千葉市民会館	約 200 人
平成17年7月30日	精神障害者 (千葉地区)	淑徳大学	215 人
平成17年7月31日	柏地区	柏市中央公民館	約 40 人

「障害者差別をなくすための研究会」委員名簿

(50音順)

氏名	所属等
赤堀 あぐり	浦安市堀江公民館障がい者青年学級
荒 徹	荒金物株式会社
安藤 五郎	ボランティア
内山 澄子	(福)のうえい舎
浦辺 孝雄	株式会社鴨川グランドホテル千葉営業所
加藤 滋幹	近畿日本ツーリスト株式会社千葉支社
金子 恵一	千葉県運営適正化委員会
小林 博	茨城キリスト教大学
近藤 昭子	市川市南八幡メンタルサポートセンター
佐藤 彰一	法政大学法科大学院
塩野谷富彦	鹿島建設株式会社
清水 敬	東洋大学
白川 洋子	中核地域生活支援センター がじゅまる
高梨 憲司	(福)愛光
高村 リュウ	千葉県地域で生きる会
田子 雄介	谷津ゆうあい茶房かりん
辻川 利江子	千葉県肢体不自由児者父母の会
野老 真理子	大里総合管理株式会社
長島 美奈	千葉県精神科医療センター
成瀬 正次	全国脊髄損傷者連合会
西村 瑞絵	NPO南房総精神障害者の生活を支える会
根本 光男	株式会社千葉薬品
野沢 和弘	全日本手をつなぐ育成会権利擁護委員会
舟田 晋一郎	浦安市障害者福祉センター
堀口 寿広	国立精神・神経センター精神保健研究所
宮前 信彦	千葉県千葉リハビリテーションセンター
森 登美子	家庭教師(地域づくりコーディネーター)
山田 晴子	NPOちばMDエコネット
横山 典子	千葉県地方精神保健福祉審議会委員